

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(土 木 工 事 運 用 表)
担当監督員・総括監督員の評定

平成 3 1 年 4 月 1 日

新座市管財契約課

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－1

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	b (評価値が80%以上90%未満)	c (評価値が80%未満)	d	e
1. 施工体制	(1) 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		判定 対象[評価対象項目] ☐ ■ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般の「工事工程表」、「工事実績情報」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ②「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般の「建設業退職金共済制度等」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ③「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般の「施工体制台帳、施工体系図」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ④施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ ■ ⑤作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ ■ ⑥元請が下請けの作業成果を検査している。 ☐ ■ ⑦施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ ■ ⑧緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ ■ ⑨現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ □ ⑩工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ □ ⑪機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 ☐ □ ⑫その他()			判定 □ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば ……d	判定 □ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば ……e
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－2

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	b (評価値が80%以上90%未満)	c (評価値が80%未満)	d	e
1. 施工体制	(2)配置技術者	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		判定 対象[評価対象項目] ☐ ■ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ②作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 ☐ ■ ③現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ ■ ④設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ ■ ⑤監督員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ ■ ⑥書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ ■ ⑦契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ ■ ⑧施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ ■ ⑨下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ ■ ⑩監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ □ ⑪その他()			判定 ☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	判定 ☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば・・・e
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝ 該当項目数()／ 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1-担当監督員-3

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	b (評価値が80%以上90%未満)	c (評価値が80%未満)	d	e
2. 施工状況	(1)施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		判定 対象[評価対象項目] ☐ ■ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理の「設計図書の照査等」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ②「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理の「施工計画書」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ③「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理の「検査(確認を含む)及び立会い等の調整」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ④施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ ■ ⑤現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ ■ ⑥工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ ■ ⑦日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ■ ⑧日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ ■ ⑨現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ ■ ⑩指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ ■ ⑪工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ ■ ⑫建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。 ☐ ■ ⑬工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ □ ⑭その他()			判定 □ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	判定 □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば・・・e
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝ 該当項目数()／ 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－4

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	b (評価値が80%以上90%未満)	c (評価値が80%未満)	d	e
2. 施工状況	(2) 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		判定 対象[評価対象項目] ☐ ■ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、「工程管理」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ②工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ ■ ③実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ ■ ④現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ ■ ⑤時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ☐ ■ ⑥工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ ■ ⑦適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。 ☐ ■ ⑧休日の確保を行っている。 ☐ ■ ⑨計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 ☐ □ ⑩その他()			判定 □ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば ……d	判定 □ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば ……e
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－5

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	b (評価値が80%以上90%未満)	c (評価値が80%未満)	d	e
2. 施工状況	(3)安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		判定 対象[評価対象項目] ☐ ■ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策の「安全活動」、「安全パトロールの指摘事項の処理」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ②災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ ■ ③安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ ■ ④新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ ■ ⑤工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ■ ⑥過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ■ ⑦仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ ■ ⑧保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ ■ ⑨地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ □ ⑩その他()			判定 □ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば ……d	判定 □ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば ……e
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－6

考 査 項 目	細 別	a (評価値が90%以上)	b (評価値が80%以上90%未満)	c (評価値が80%未満)	d	e
2. 施工状況	(4) 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		判定 対象[評価対象項目] ☐ ■ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係の「関係機関等」に関する確認事項について指示事項がない。 ☐ ■ ②関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ■ ③地元との調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ■ ④第三者からの苦情が無い。また、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ ■ ⑤関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ ■ ⑥工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ □ ⑦その他()			判定 □ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば ……d	判定 □ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば ……e
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－7

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	新座市公共工事請負契約基準約款第17条第2項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙－4参照。				
		① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、担当監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。				
		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－8

工 種 橋梁維持・修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等) 以外

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(2) 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	新座市公共工事請負契約基準約款第17条第2項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙－4参照。				
		① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、担当監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ 橋梁維持・修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)の場合は、次頁の工種により評価する。				
特記事項						

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙1－担当監督員－9

工 種 橋梁維持・修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)

考 査 項 目	細 別	a (該当項目が6項目以上)	b (該当項目が4項目以上)	c (該当項目が3項目以下)	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(2)品質	判定 [評価対象項目] ☐ ①常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ ②緊急的な作業に迅速に対応している。 ☐ ③担当監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど積極的に取り組んでいる。 ☐ ④施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ ⑤ 理由 _____ ☐ ⑥ 理由 _____ ☐ ⑦ 理由 _____ ☐ ⑧ 理由 _____			判定 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ……d	判定 ☐ 新座市公共工事請負契約基準約款第17条第2項に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当すれば ……e
		注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				
特記事項						

[記入方法] 該当する項目の□を■マークにする。

考査項目	細 別		対象	評価対象項目
5. 創意工夫	(1)創意工夫	【施工】	☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート、打設等の施工に関する工夫 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ ※ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事(※ 本項目は2点の加点とする。) ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事	
		【品質】	☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫	

(工事成績評定要綱第4条関係) 別紙1－担当監督員－1 1

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考查項目	細 別		対象	評価対象項目
5. 創意工夫	(1) 創意工夫	【安全衛生関係】	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	※建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。(※ 本項目は2点の加点とする。) 安全を確保するための仮設設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の排気等に関する工夫 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 厳しい作業環境の改善に関する工夫 環境保全に関する工夫

考查項目	細 別		【創意工夫の詳細評価】
5. 創意工夫	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評 価 評点 点	

- ※ 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※ 2. 評価は各項目において1つ1点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※ 3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※ 4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙2－総括監督員－1

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	(2) 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		判定〔評価対象項目〕 ☐ ①隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ②地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ③工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ ④工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ ⑤災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ⑥工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ⑦その他()				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
		特記事項				

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙2－総括監督員－2

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	(3)安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		判定〔評価対象項目〕 ☐ ①建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ ②安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ ③安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ④安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ ⑤安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ⑥安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ ⑦その他()				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
		特記事項				

[記入方法] 該当する項目の□に■マークを記入する。

考查項目	細 別	評価対象項目	評価技術事例
4. 工事特性	(1)施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 □1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □3. その他 ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。 詳細評価内容:	(1. □について) ・切土の土工量:20万立方メートル以上 ・盛土の土工量:15万立方メートル以上 ・護岸・築堤の平均高さ:10m以上 ・トンネル(シールド)の直径:8m以上 ・浚渫工の浚渫土量:100万立方メートル以上 ・流路工の計画高水流量:500万立方メートル以上 ・橋梁下部工の高さ:30m以上 ・橋梁上部工の最大支間長:100m以上 (2. □について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・併用中の道路トンネルの拡張工事。 (3. □について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	評価対象項目	評価技術事例
4. 工事特性	(1)施工条件等への対応	Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐6. 周辺住民等に対する騒音、振動を特に配慮する工事 ☐7. 現道上で交通規制に大きく影響する工事 ☐8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐10その他() ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 詳細評価内容:	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

考查項目	細 別	評価対象項目	評価技術事例
4. 工事特性	(1)施工条件等への対応	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 ☐11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐12. その他() ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。 詳細評価内容:	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	評価対象項目	評価技術事例
4. 工事特性	(1)施工条件等への対応	Ⅳ長期工事における安全確保への対応 ☐13. 12ヶ月を越える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐14. その他() ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 詳細評価内容:	
	記述評価 【 ☐ マークを付したキーワード項目について評価内容を詳細記述】	評 価 評点 点	

※1. 工事特性は最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、担当監督員等の意見も参考に評価する。

※3. 担当監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

(工事成績評定要綱第4条関係)別紙2－総括監督員－7

考査項目	細 別	a	a´	b	b´	c
6. 社会性等	(1) 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		判定[評価対象項目] ☐ ① 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ ② 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ ③ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ④ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ ⑤ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑥ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ ⑦ その他()				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a´、b、b´、c評価を行う。				
		特記事項				

工事成績評定要綱第4条関係)別紙2－総括監督員－8

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	措置内容	点数
7. 法令遵守等	☐ 該当項目なし	0 点
	☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上	－20 点
	☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15 点
	☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13 点
	☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満又は、総合評価方式で施工者の責により評価項目を二つ以上満足しない場合	－10 点
	☐ 5. 文書注意	－8 点
	☐ 6. 口頭注意又は、総合評価方式で施工者の責により評価項目を一つ満足しない場合	－5 点
	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－3 点
① 本考查項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 ・2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 ・3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 ・4. 廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 ・5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴を提起された。 ・6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 ・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより、妨げた。 ・10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 ・11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。		

考査項目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
	措 置 内 容
7. 法令遵守等	・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・13. 下請けに暴力団関係者が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・14. 安全管理の措置が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 ・15. その他理由: